

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期券の払いもどし額の計算方法について

令和2年2月28日以降の「最終登校日」から、通学定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合（通学学期定期券はこの限りではありません）は、以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、払いもどし額がない場合もございます。

● 通学定期券・通学学期定期券

払いもどし額 = 購入額 - 使用済み月数分の通学定期運賃 - 手数料 (220 円)

※ 1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算いたします。

● 通学片道定期券

払いもどし額 = 購入額 - 使用済み月数分の通学片道定期運賃 - 手数料 (220 円)

※ 1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算いたします。

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月+3か月	1か月×2+3か月

● 通勤定期券（持参人式含む）、シニア寿定期券、回数券等の払いもどし

通学定期券以外の定期券の払いもどしは、通常どおり、駅窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。

回数券は、通学のために使用されている場合であっても、通常どおりの払いもどし計算方法（所定の手数料がかかります）で取り扱いいたします。